

「週休2日促進工事試行実施要領」の概要

1. 区は工事現場の週休2日を促進します

区（総務部施設整備課）が発注する工事において、週休2日を促進するため必要事項を定めました。

2. 試行実施要領の概要

当該試行要領は、3つのルールを定めます。

- ① 発注者指定型：区が入札に先立ち「週休2日促進工事（発注者指定型）」である旨を指定し発注する工事。
原則、土日に現場閉所を行うことで週休2日に取り組む工事。
- ② 受注者希望型：区が入札に先立ち「週休2日促進工事（受注者希望型）」である旨を指定し発注する工事。
受注者が週休日を任意に指定し、区と協議のうえで週休2日に取り組む工事。
- ③ それ以外の工事：①または②以外の工事。
受注者が取り組み方法等を区と協議したうえで自発的に週休2日に取り組む工事。

	適用想定	単価割増	成績評定	週休2日要件	備考
発注者指定型	新築、解体 大規模改修	あり	加点なし 減点なし	4週8閉所 (土日限定)	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月以内の振替を認める ・4週8閉所できない場合は契約変更
受注者希望型	上記と同じ	あり	加点なし 減点なし	4週8閉所 (土日以外の任意の日)	<ul style="list-style-type: none"> ・分離発注の場合、各業者ごとに閉所日の設定可能 ・4週8閉所の具体的な方法は協議により決定 ・4週8閉所できない場合は契約変更
それ以外の工事	上記以外のすべての工事	*区と協議の上、単価割増変更もしくは成績評定への加点(減点なし)選択可		取り組み方法を区と協議	<ul style="list-style-type: none"> ・分離発注の場合1社単独で希望可能 ・週休2日への取り組み方法は区と協議

3. 留意事項(「試行要領」8.(8))

○発注者指定型及び受注者希望型の受注者の皆様は以下の事項にご留意ください。

(8) 週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う週休2日促進工事である」旨が明記してあることを、施工体制台帳（下請けとの契約書写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。